

性の多様性等に関する市町村施策等調査

調査結果

令和 8 年 7 月

鹿児島県 男女共同参画局
人権同和対策課

I 調査の概要

1. 調査の目的

市町村における性の多様性に係る施策の実施状況やパートナーシップ制度等に係る実施・検討状況を把握し、本県における同制度の在り方を検討する上での基礎資料とする。

2. 調査項目

- (1) LGBTQに関する施策について（問1～3）
- (2) パートナーシップ制度等について（問4～12）

3. 調査方法

(1) 調査対象

県内43市町村

(2) 調査方法

Web回答（県電子申請共同運営システム）

(3) 調査期間

令和8年6月4日（木）～7月2日（木）

4. 回収率

100%

Ⅱ 調査結果

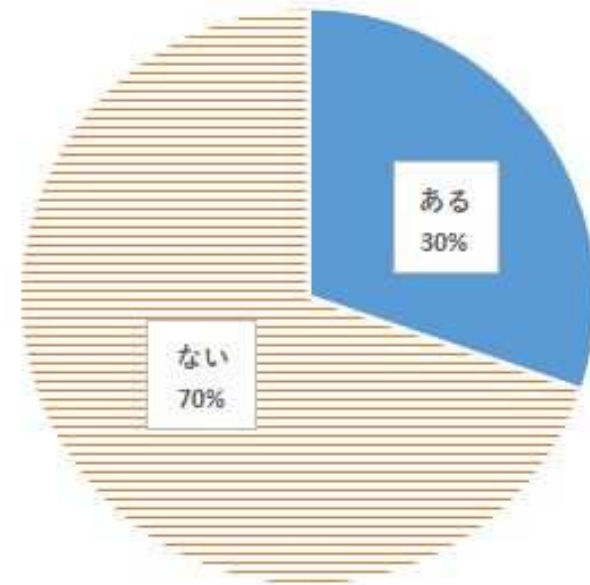
(1) LGBTQに関する施策について

問1 LGBTQに関する施策の有無を選択してください。

LGBTQに関する施策が

「ある」 : 13市 (30.2%)
 「ない」 : 30市町村 (69.8%)

選択肢	ある	ない	
計	43	30	市町村
	100.0	69.8	%



問1－1 問1で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施内容・課題等を入力してください。

市町村名	内容・課題等
南九州市	第2次南九州市男女共同参画基本計画より 重点的に取り組むこと1－（3）性の多様性についての理解促進 具体的施策：性的少数者への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進 取り組み：市内の団体に講師を派遣する「自分育ての出前講座」事業（申込制）を実施し、支援者団体の方を講師として、LGBTQ基礎講座等を実施している。
	令和8年4月1日から南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、同性カップル、何らかの理由で結婚ができない方（異性カップルも含む）やその家族が日常生活においてお互いに協力し合う関係であると宣誓することにより、市がその事実を認め、宣誓書受領証等を交付する。受領証を交付された方は市の行政サービスが受けられるようになる。 【行政サービス内容】市営住宅等の入居申込、国民健康保険の申請、生活保護の申請等

問 1 - 1 問 1 で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施
内容・課題等 を入力してください。

市町村名	内容・課題等
志布志市	LGBTQ理解促進市民講座（対面講座：小・中学校） パネル展 パートナーシップ宣誓制度 課題：制度の周知が充分とはいえず、市民の理解がどれほど進んでいるか不明。使える行政サービスも限定的であることから、市民だけでなく庁内でも理解を促進していく必要性を感じている。
南さつま市	令和 7 年 1 月 1 日から南さつま市パートナーシップ宣誓制度を導入。利用可能な行政サービスや民間のサービスの拡充が課題。
阿久根市	阿久根市パートナーシップ宣誓制度
日置市	日置市パートナーシップ宣誓制度導入

問1－1 問1で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施内容・課題等を入力してください。

市町村名	内容・課題等
鹿屋市	●パートナーシップ宣誓制度 【内容】 宣誓することにより、性的マイノリティのカップルを婚姻に相当する関係と公認するもの 【課題】 ・制度の認知度向上に向けた継続的な周知啓発 ●性の多様性に関する出前講座 【内容】 「性的マイノリティの基礎知識」「性の多様性に対する偏見や差別をなくすには」 【課題】 ・受講者数の維持/拡大に向けた利用促進及び周知

問 1 - 1 問 1 で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施
内容・課題等 を入力してください。

市町村名	内容・課題等
指宿市	パートナーシップ宣誓制度の導入 既存の婚姻制度を利用できない同性同士のカップルや様々な事情により婚姻を結ばない同性同士以外のカップルが宣誓に必要な書類を提出し、宣誓要件を満たしたカップルに、婚姻関係と同等であることを証明する受領証等を交付する。 現時点で利用実績がないことから、具体的な課題等については、まだ十分に把握・整理できていない状況です。

問1－1 問1で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施内容・課題等を入力してください。

市町村名	内容・課題等
薩摩川内市	「第3次薩摩川内市総合計画（薩摩川内2034ビジョン）」に基づき、「多様な生き方が選択でき、個性・能力が発揮できる社会づくりの実現」、「人権教育・啓発活動の充実」を掲げ、多様性への理解促進と人権意識の普及・啓発を行い、市民一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めている。 また、「男女共同参画基本条例」、「第3次男女共同参画基本計画」、「人権教育・啓発基本計画」などを踏まえ、様々な視点から成果指標と目標値を設定し、社会全体での人権意識の醸成や人権教育・啓発を図る必要がある。 加えて、多様性を尊重し、公平性が確保され、誰もが安心して参加できる包摂性のある社会づくりに向けて取り組むため、「薩摩川内市D E I 宣言」を行った。 また、市民一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためパートナーシップ宣誓制度を導入した。

問 1 - 1 問 1 で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施
内容・課題等 を入力してください。

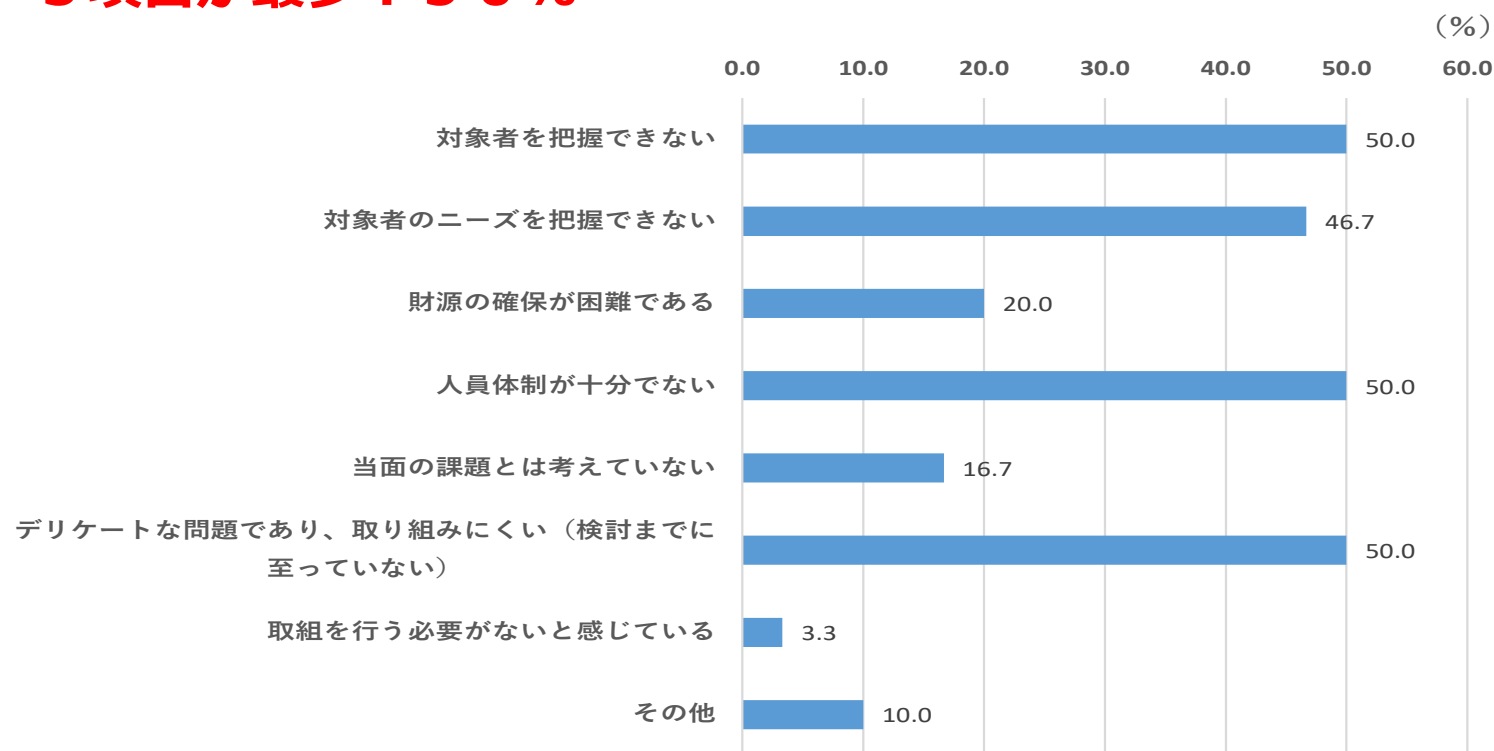
市町村名	内容・課題等
いちき串木野市	市内の小中学校へ市内在住の講師による性の多様性の理解を深めるための講座の案内をし、謝金を負担するというものですが、1校の申し込みしかありませんでした。 R7.4.1よりパートナーシップ制度を運用していますが 本市で制度を利用された方はありません。
鹿児島市	パートナーシップ宣誓制度の運用、啓発資料を使つての周知、市政出前トーク、パネル展など
出水市	実施内容：パートナーシップ宣誓制度・都市間連携協定 課題：対象者の方への周知

問 1 - 1 問 1 で「ある」と回答した市町村にお尋ねします。施策の実施
内容・課題等 を入力してください。

市町村名	内容・課題等
霧島市	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が市長に対し、パートナーシップを宣誓したことを証する書面を交付する。（異性間の宣誓は受け付けていない。） （課題）周知・広報の不足及びその効果的な実施方法のノウハウがないため、宣誓の実績が少ない。また、同様の理由から庁内の理解度も高まっていない。
屋久島町	パートナーシップ宣誓制度（同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度）をR8年4月1日づけで施行、現在のところ特に問題はない。

問1－2 問1で「ない」と回答した市町村にお尋ねします。その理由を教えてください。（当てはまるものすべて）

**「対象者を把握できない」「人員体制が十分でない」など
3項目が最多：50%**



問 1－2 問 1 で「ない」と回答した市町村にお尋ねします。その理由を教えてください。（当てはまるものすべて）

LGBTQに関する施策がない理由：その他（具体的な内容を記入してください）

必要性は感じているが、検討までに至っていない

他自治体の動向や情報収集を行っている段階

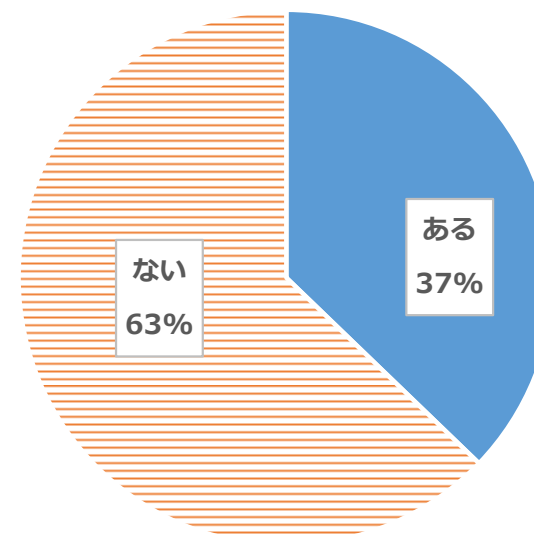
現在、パートナーシップ制度導入に向け検討中

問2 LGBTQに関する施策を行う根拠となる規定等がありますか。

LGBTQに関する施策を行う根拠規定等が

「ある」 : 16市町 (37.2%)
 「ない」 : 27市町村 (62.8%)

選択肢	ある	ない	
計	43	27	市町村
	100.0	62.8	
	37.2		%



問3 問2で「ある」と回答した市町村は、お手数ですが、その根拠規定等のファイルをこちらにアップロードしてください。

市町村名	根拠規定等
西之表市	西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン
南九州市	南九州市男女共同参画推進条例
屋久島町	屋久島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
志布志市	第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン
南さつま市	南さつま市男女共同参画推進条例
鹿屋市	第3次鹿屋市総合計画 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画 鹿屋市人権教育・啓発実施計画
始良市	始良市人権教育・啓発基本計画
阿久根市	阿久根市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
指宿市	指宿市人権教育・啓発基本計画
薩摩川内市	第3次薩摩川内市総合計画
鹿児島市	鹿児島市人権教育・啓発基本計画（令和5年3月改訂）
いちき串木野市	いちき串木野市男女共同参画推進条例
肝付町	肝付町男女共同参画基本計画
日置市	日置市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱
霧島市	霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱
出水市	出水市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

Ⅱ 調査結果

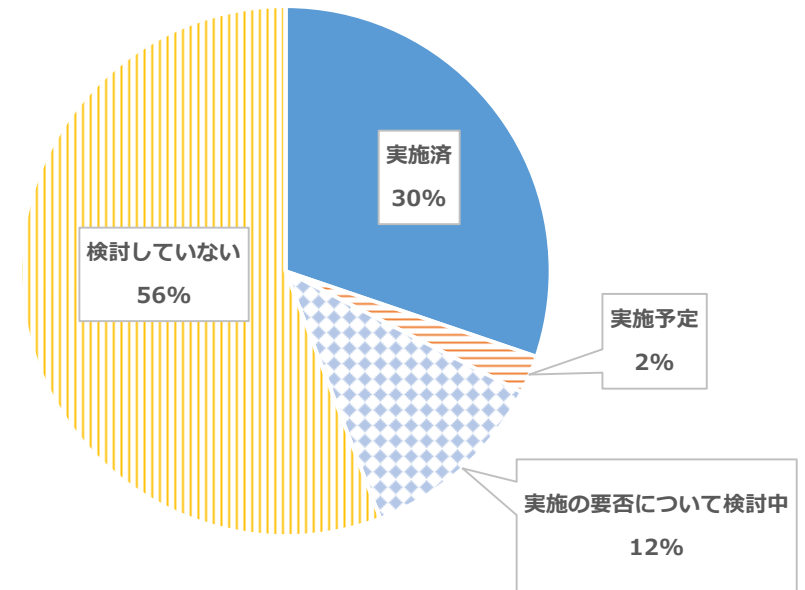
(2) パートナーシップ制度等について

問 4 貴市町村におけるパートナーシップ制度等の実施又は検討状況についてお答えください。（当てはまるものを1つ）

「実施済」 : 13市町 (30.2%)
「実施予定」 : 1町 (2.3%)
「実施要否検討中」 : 5市町 (11.6%)
「検討していない」 : 24市町村 (55.8%)

選択肢	実施済	実施予定	実施の要否について検討中	検討していない	実施しないことを決定済	その他
計	43	13	1	5	24	0
	100.0	30.2	2.3	11.6	55.8	0.0

市町村



問４－１ 問４で「実施済」と回答した市町村にお尋ねします。「制度の名称」及び「開始年月日」をお答えいただき、制度要綱を添付してください。

市町村名	制度名称	開始年月日
指宿市	指宿市パートナーシップ宣誓制度	令和3年4月1日
鹿児島市	鹿児島市パートナーシップ宣誓制度	令和4年1月1日
日置市	日置市パートナーシップ宣誓制度	令和5年10月1日
志布志市	志布志市パートナーシップ宣誓制度	令和6年1月1日
出水市	出水市パートナーシップ宣誓制度	令和6年2月1日
鹿屋市	鹿屋市パートナーシップ宣誓制度	令和6年10月1日
南さつま市	南さつま市パートナーシップ宣誓制度	令和7年1月1日
いちき串木野市	いちき串木野市パートナーシップ制度	令和7年4月1日
霧島市	霧島市パートナーシップ宣誓制度	令和7年9月1日
薩摩川内市	薩摩川内市パートナーシップ宣誓制度	令和7年10月1日
南九州市	南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	令和8年4月1日
屋久島町	屋久島町パートナーシップ宣誓制度	令和8年4月1日
阿久根市	阿久根市パートナーシップ宣誓制度	令和8年4月1日

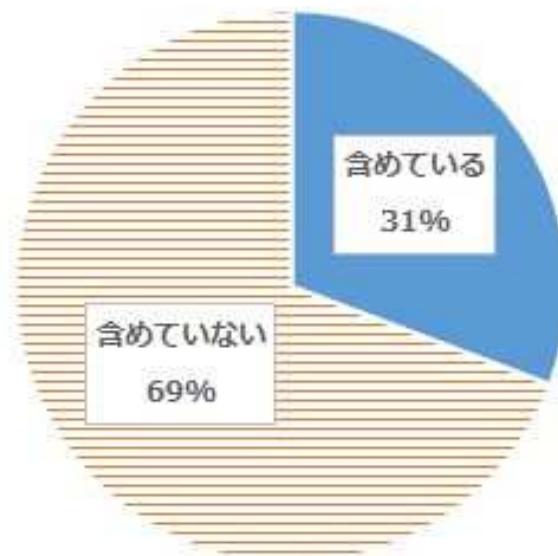
問４－２ 問４で「実施済」と回答した市町村にお尋ねします。制度の対象者には、事実婚のカップルを含めているかをお答えください。

事実婚のカップルについて、

「制度の対象としている」： 4市町（30.8%）

「制度の対象としていない」： 9市（69.2%）

選 択 肢	含 め て い る	含 め て い な い	
計			
13	4	9	市町村
100.0	30.8	69.2	%



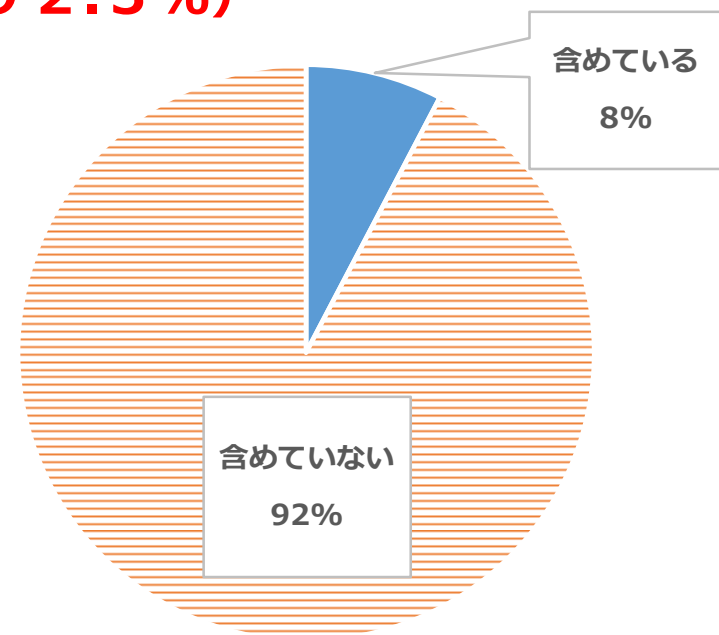
問４－３ 問４で「実施済」と回答した市町村にお尋ねします。制度の対象者には、パートナーのお二人に加え、近親者（子や親など）を含めているかをお答えください。

近親者（子や親など）について、

「制度の対象としている」： 1市（7.7%）

「制度の対象としていない」： 12市町（92.3%）

選択肢	含めている	含めていない	
計	13	12	市町村
	100.0	92.3	%



問４－４ 問４で「実施済」と回答した市町村にお尋ねします。制度の利用組数（パートナーシップ等宣誓件数）をお答えください。

市町村名	制度の利用組数 (パートナーシップ等宣誓件数)
南九州市	0
屋久島町	0
志布志市	1
南さつま市	0
鹿屋市	6
阿久根市	0
指宿市	0
日置市	非公表
霧島市	3
薩摩川内市	1
いちき串木野市	0
鹿児島市	31
出水市	0

問４－５ 問４で「実施済」と回答した市町村にお尋ねします。パートナーシップ等宣誓書受領証・受領カード等の返還組数をお答えください。

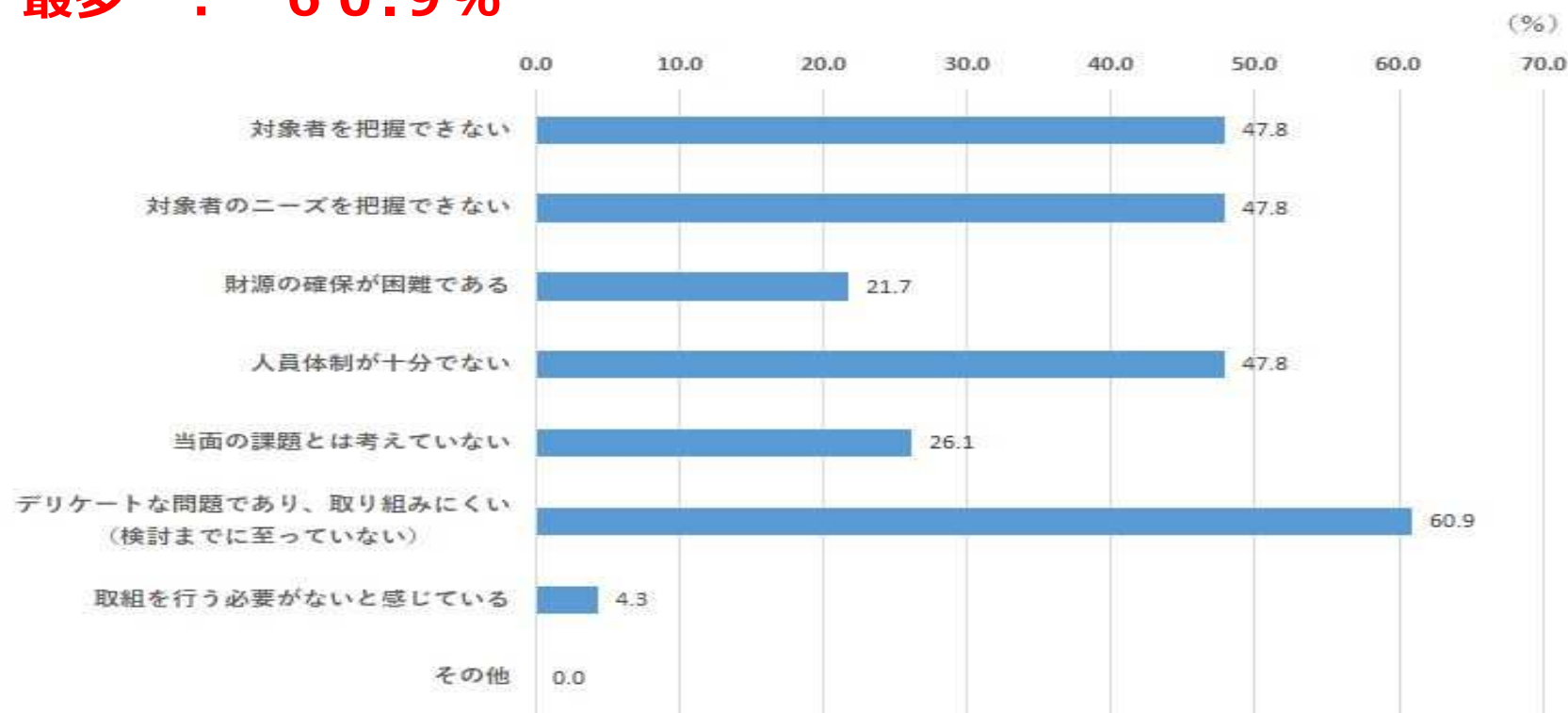
市町村名	パートナーシップ等宣誓書受領証 ・受領カード等の返還組数
南九州市	0
屋久島町	0
志布志市	1
南さつま市	0
鹿屋市	2
阿久根市	0
指宿市	0
日置市	非公表
霧島市	0
薩摩川内市	0
いちき串木野市	0
鹿児島市	5
出水市	0

問４－６ 問４で「実施予定」又は「実施の要否について検討中」と回答した市町村にお尋ねします。「開始予定時期・実施要否決定時期」及び「検討状況」をお答えください。

市町村名	開始予定時期	実施要否決定時期	検討状況
伊佐市	未定	未定	令和８年６月議会にて、パートナーシップ宣誓制度について導入を検討する意向を示した段階であり、具体的な時期等は明確に答えることはできない。
大崎町	未定	未定	開始予定時期・実施要否検討時期 未定
始良市	未定	未定	－
垂水市	未定	未定	他自治体の情報収集を行っている段階
長島町	未定	未定	実施の要否については関係部署と情報収集と協議をしている段階。実施要否や開始時期は未定。
天城町	令和８年１０月１日頃予定 (令和８年度中を予定)	－	－

問４－７ 問４で「検討していない」又は「実施しないことを決定済」と回答した市町村にお尋ねします。その理由をお答えください。

「デリケートな問題であり、取り組みにくい（検討までに至っていない）」が最多： 60.9%



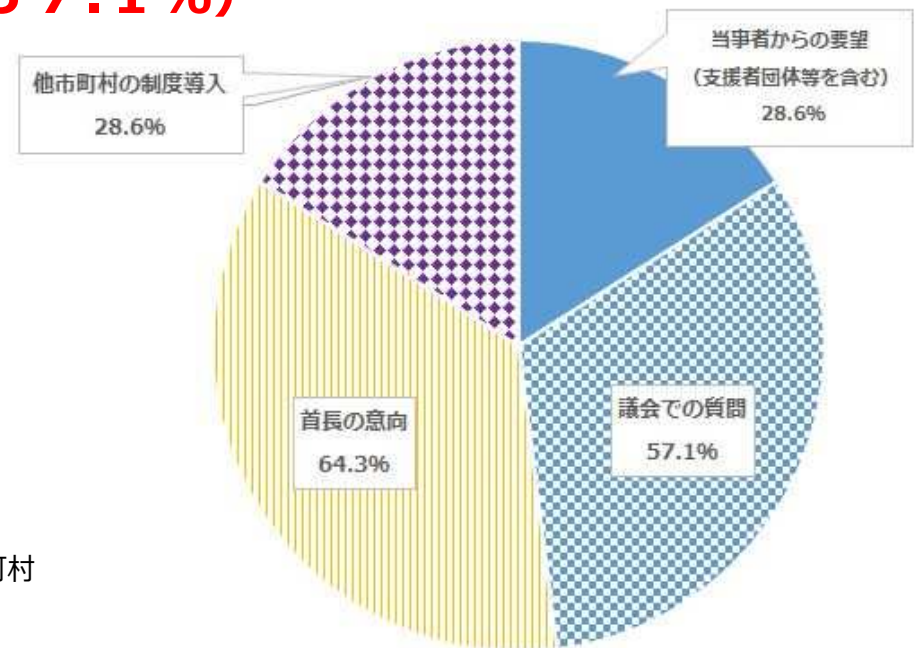
問5 問4で「実施済」又は「実施予定」と回答した市町村にお尋ねします。
 実施（実施に向けた検討の開始）の契機についてお答えください。
 （当てはまるものすべて）

実施（実施に向けた検討の開始）の契機について、

「首長の意向」 が最多 : 9市町（64.3%）
「議会での質問」 が次点 : 8市町（57.1%）

選択肢	（当事者からの要望を含む）	住民アンケート調査の結果	議会での質問	首長の意向	他市町村の制度導入	その他
計	14	4	0	8	9	4
	28.6	0.0	57.1	64.3	28.6	0.0

市町村 %



問6－1 問4で「実施済」又は「実施予定」と回答した市町村にお尋ねします。貴市町村において、パートナーシップ制度等の証明書等により、LGBTQのカップルを配偶者や家族と同様の扱いとすることとした住民向け行政サービス（今後の予定含む）がありましたら、御記入ください。

市町村名	住民向け行政サービス（今後の予定含む）
南九州市	宣誓書受領証等の提示が必要な行政サービスは下記のとおりです。 ・市営住宅の入居申し込み ・災害弔慰金の申請 ・地域子育て交流館の利用申し込み申請 ・母子手帳交付 ・乳幼児健診の受診（集団検診） ・要介護認定の申請 ・家族介護用品支給事業
屋久島町	公営住宅への申込
志布志市	市営住宅への入居申込、家族介護用品支給事業、新婚新生活支援事業、新規就農支援金、定住支援事業
南さつま市	・市営住宅などへの入居 ・市立病院における入院、入所、在宅医療等に関する手続き・説明 ・南さつま海難見舞金交付 ・在宅高齢者介護手当支給

問6－1 問4で「実施済」又は「実施予定」と回答した市町村にお尋ねします。貴市町村において、パートナーシップ制度等の証明書等により、LGBTQのカップルを配偶者や家族と同様の扱いとすることとした住民向け行政サービス（今後の予定含む）がありましたら、御記入ください。

市町村名	住民向け行政サービス（今後の予定含む）
鹿屋市	公営住宅入居申込
阿久根市	公営住宅入居申込
指宿市	・市営住宅の入居 ・母子手帳の交付 ・家族介護用品支給事業 ・指宿鯉節普及事業
日置市	・市営住宅入居申込 ・一般住宅入居申込 ・特定公共賃貸住宅入居申込 ・日置市農林漁業新規就業支援事業費交付金交付 ・日置市農林漁業後継者就業支援事業費交付金交付 ・り災証明書発行（火災） ・救急搬送証明書発行
霧島市	公営住宅入居、霧島市立病院での手術同意等、市立図書館での予約本貸出

問6－1 問4で「実施済」又は「実施予定」と回答した市町村にお尋ねします。貴市町村において、パートナーシップ制度等の証明書等により、LGBTQのカップルを配偶者や家族と同様の扱いとすることとした住民向け行政サービス（今後の予定含む）がありましたら、御記入ください。

市町村名	住民向け行政サービス（今後の予定含む）
薩摩川内市	・市営住宅入居 ・搬送証明書申請（救急） ・り災（届出）証明申請（火災） ・り災証明書・り災届出証明書（火災以外） ・パートナーからの暴力（DV）についての相談 ・薩摩川内市U I J ターン者家賃等補助金
いちき串木野市	・市営住宅の入居申し込み・定住促進補助金・災害見舞金・福利厚生
鹿児島市	市営住宅入居申し込み、軽費老人ホーム入居谷山荘の入居申し込み、環境（エコ）定期割引
出水市	公営住宅入居申込、市立病院における手術の説明、結婚生活支援事業の対象
天城町	・町営住宅の入居申し込み ※その他利用が可能になりそうな行政サービスについて、随時調査を行っています。 また、導入後も対象者に合わせて、その都度検討していく方向で考えています。

問6-2 問4で「実施済」又は「実施予定」と回答した市町村にお尋ねします。貴市町村において、パートナーシップ制度等の証明書等により、LGBTQのカップルを配偶者や家族と同様の扱いとすることとした貴市町村職員向けの福利厚生サービス（今後の予定含む）がありましたら、御記入ください。

市町村名	市町村職員向けの福利厚生サービス（今後の予定含む）
南九州市	なし
屋久島町	なし
志布志市	なし
南さつま市	なし
鹿屋市	なし
阿久根市	なし
指宿市	・介護休暇 ・結婚休暇 ・祭日の法要
日置市	なし
霧島市	なし
薩摩川内市	なし
いちき串木野市	結婚休暇等
鹿児島市	なし
出水市	なし
天城町	既に導入している市町村を参考に、利用が可能な福利厚生を検討し、規則の改正を行う予定。

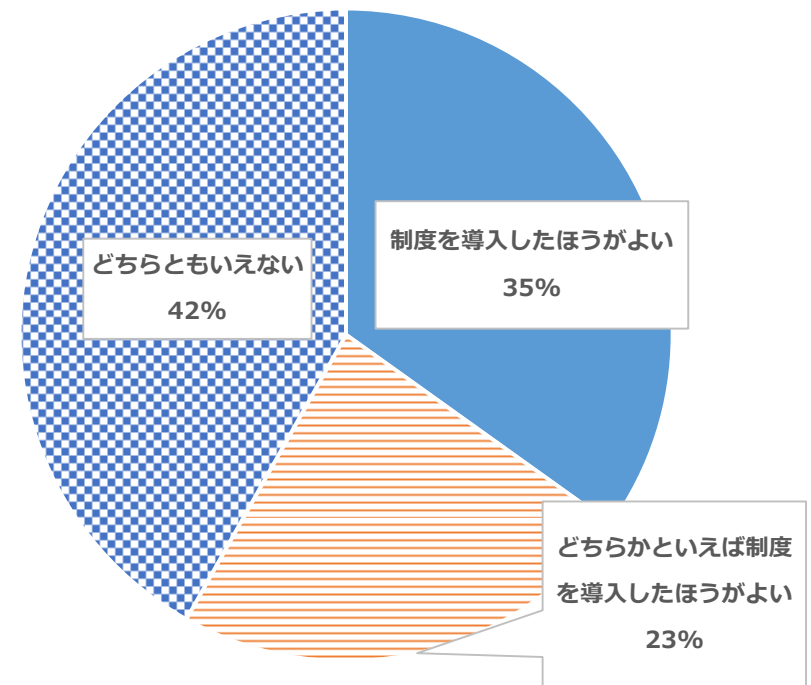
問7 県がパートナーシップ制度を導入することについて、貴市町村としての考えをお答えください。（当てはまるものを1つ）

県がパートナーシップ制度を導入することについて、

「導入したほうがよい」・「どちらかといえば導入したほうがよい」：58.1%
「どちらともいえない」：41.9%

選択肢	制度を導入したほうがよい	どちらかといえば制度を導入	どちらともいえない	どちらかといえば制度を導入	制度を導入しないほうがよい
計	43	15	10	18	0
	100.0	34.9	23.3	41.9	0.0

市町村 %



問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・ 導入したほうがよい ・ どちらかといえば導入したほうがよい	市町村意見
市町村の制度とのすみ分けがどうなるのかが分からないが、県が同制度を導入することにより、県内で居住地域に拘わらず制度を活用できるため。宣誓数や需要というよりは、制度が存在すること自体に意味があると思う。（今まで、いない者として考えられていた性的マイノリティの方々の心理的負担の軽減）	
県が制度を導入することにより、県内でどこでも同制度を利用できるため、実施市町村同士の協定など不要となる。町の事務軽減にも繋がる。	
県が制度導入することにより、県内転居にかかる都市間連携がよりしやすくなる可能性がある。 当事者にとって、県営住宅入居等の県の事業に対する選択肢が広がる可能性。 当事者の精神的安心感、多様性を理解する社会の醸成に寄与する。	
当市には、同制度が導入されていないが、県の制度を活用して県内統一したLGBTQの方への支援が可能になるから。	
本町では同制度が導入されていないが、県の制度を活用して、LGBTQの方への支援が可能になるため。	

問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・ 導入したほうがよい ・ どちらかといえば導入したほうがよい	市町村意見
県が主体となり、パートナーシップ制度を制定することで、制度の要綱等で基準が明確になるため、市町村自治体は、県に準じた形で制定が可能になるため。	
・ 小規模自治体（離島含む）において制度導入や運用が困難な場合でも、県制度により県民が等しく利用できる環境を整備できるため ・ 市町村における制度導入の検討や関連施策の推進を後押しする効果が期待できるため	
市町村規模で考えると、対象者の人数は少数的かもしれないが、鹿児島県の中で、住所は移したくないが、パートナーシップ制度を利用したい方がいるかもしれないから。	
県が制度を導入することによって、対象者の方の選択肢が増えるから。	
各市町村の対応が統一できるため。 また、県が導入することで、鹿児島県に在住される当事者や転入される当事者等が安心して暮らすことができると考える。	

問8 問7の回答の理由を具体的にお答えください。

・導入したほうがよい ・どちらかといえば導入したほうがよい	市町村意見
県が同制度を導入することにより、居住地域にかかわらず制度を活用することができるため。	
・県が制度を導入することにより県内で居住地域にこだわらず、制度を活用できるため。 ・宣誓書受領カードが県で統一された様式であれば、県内市町村の窓口や民間企業もカードを提示されたときにわかりやすいため。 ・県内の転入・転出において受領証等の手続きが不要または簡素化されるため。	
県内の市町村もパートナーシップ制度を導入している市町村が増えつつあるため	
少なくとも県内で統一的な取り扱いが可能となるのは、対象の方々の権利擁護の観点から必要と考えます。 一方で、制度導入済みの自治体としては当市の制度との擦り合わせや、それに伴う改正作業等が生じても即時の対応は難しいと考えております。	
県の制度導入は、当事者の利便性向上や社会理解の促進につながると考えます。また、他自治体の動向を注視し検討を進める本市にとっても、強力な後押しとなります。	
デリケートな問題であり、要望等もないところではあるが、県が制度を導入することにより必要な方への支援も可能になる。	

問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・導入したほうがよい ・どちらかといえば導入したほうがよい	市町村意見
県が同制度を導入することにより、県内で居住地に拘わらず制度を活用できるため	
県が導入することで市町村でも制度導入について検討しやすくなると思われる。	
県が同制度を導入することにより県内で居住地域に拘わらず制度を活用できるため	
県が導入することにより、県内各自治体と都市間連携の協定が不要になること。加えて都道府県同士で連携協定をすることができるため。	
県の制度を活用して支援可能になるため	
・県が主導して導入することで、県内の市町村も制度の導入がやりやすくなる。 ・県が利用可能な行政サービスや職員の福利厚生を設けることで、市町村でも案内がしやすくなる。	
県が同制度を導入することにより、県内で居住地域に拘わらず制度を活用できるため。	

問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・どちらともいえない	市町村意見
	県で導入するか市町村独自で導入すべきか検討が必要だと思う。制度を利用する市民に近い市町村窓口で導入するメリットと、県で統括として導入して市町村と連携を図る方法の判断が難しい。
	現時点で制度の具体的な内容や、市町村に求められる役割、事務手続き等明確でない部分が多く、町として判断するための材料が揃っていない状況にあります。必要となる体制整備や事務負担がどの程度発生するのか見通せないため、現段階では明確に示すことが困難であると考えます。
	施策の重要性は理解できるため、県の制度導入により単町では多分にはない住民ニーズにも広く対応を図れるものと考えるが、住民生活に最も身近な市町村が今、取り組むべき課題ではないと考えます。
	導入に関しては個々の自治体の状態によって決定するほうが良いと考える。これまでも県が決定すれば努力義務であるものも少なからず圧力を感じたため。

問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・どちらともいえない	市町村意見
	県と同制度がなくとも、既存の制度で対応可能であるため。
	県が同制度を導入することにより、県内で居住地域に拘らず制度を活用できるが、地域コミュニティが密接していることから都市部よりアウティングのリスクも高く、更なる環境整備のため制度運用に伴う行政コストの負担が大きく増加するため
	ニーズがどの程度あるのか不明であるため
	検討中のため回答できません
	同制度に関する要望や問い合わせ等がなく、その必要性を感じないため。
	対象者の方がどのように思っているかわからないので、どちらともいえないです。
	現時点において、制度導入に関する住民からの要望や相談が特段寄せられておらず、近隣自治体の動向を注視したい。
	現時点でパートナーシップ制度の必要であるか否かの判断がつかないため

問 8 問 7 の回答の理由を具体的にお答えください。

・どちらともいえない	市町村意見
	制度の導入について評価できるほど検討していない。
	本制度に関する住民からの要望が確認されていません。小さな自治体であり、狭いコミュニティの中で本制度を導入することについては慎重に検討する必要があると考えます。従いまして、センシティブな内容を含む本制度導入にあっては、県を含む関連機関と連携のうえ、実態調査を引き続き行う必要があると考えます。
	県制度の活用の可否や対応に係る関係機関や庁内各課、町民との調整が難しく、時間を要すると考えられるため。
	同制度は導入されていないが、これからの時代、LGBTQも増えていく傾向と考えているが、人員不足などにもより、そこまで回っていないところもある。
	パートナーシップ制度に関する検討が進んでおらず、県が導入した場合の対応が未定であるため。

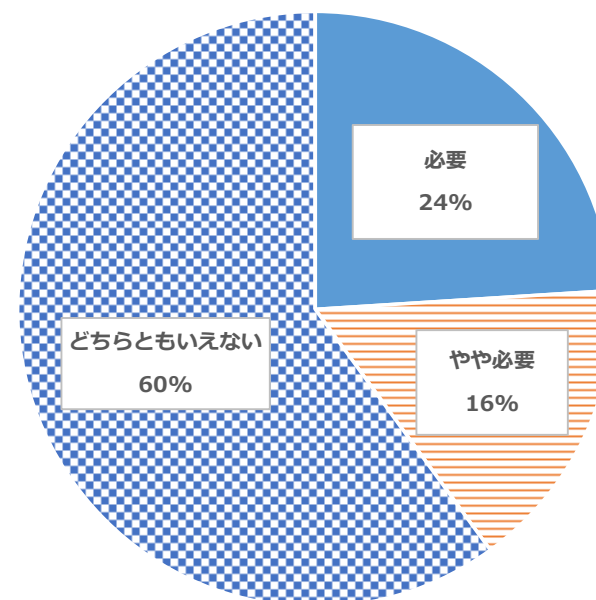
問9 問7で「制度を導入したほうがよい」または「どちらかといえば、制度を導入したほうがよい」と回答した市町村にお尋ねします。県が、パートナーシップ制度に加えて「ファミリーシップ制度」を導入することについての考えをお答えください。
(当てはまるもの1つ)

県がファミリーシップ制度を導入することについて、

「必要」・「やや必要」 : 40.0%
「どちらともいえない」 : 60.0%

選択肢	必要	やや必要	どちらともいえない	あまり必要ではない	必要ではない
計	25	4	15	0	0
	100.0	24.0	60.0	0.0	0.0

市町村 %



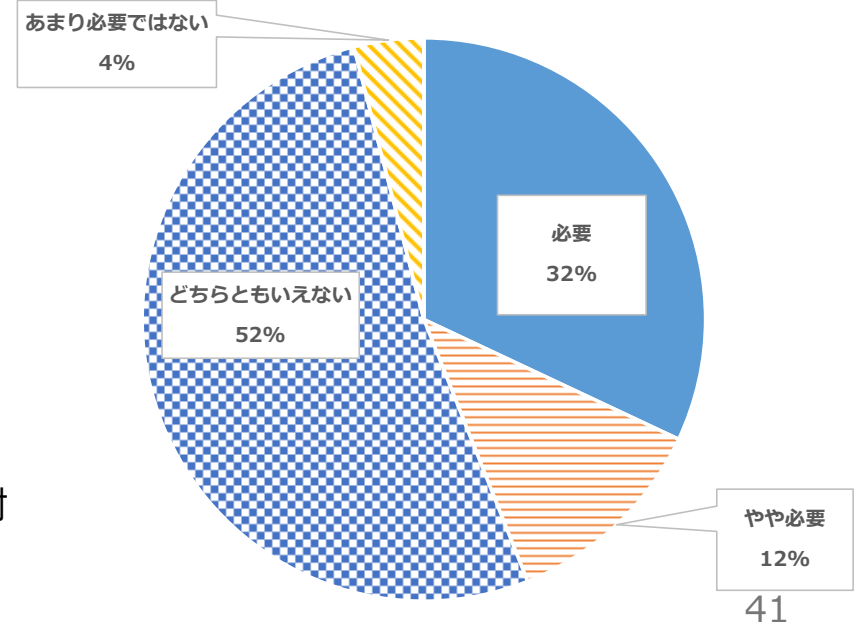
問10 問7で「制度を導入したほうがよい」または「どちらかといえば、制度を導入したほうがよい」と回答した市町村にお尋ねします。県が、パートナーシップ制度等を導入する場合に、「事実婚」のカップルを対象とすることについての考えをお答えください。（当てはまるもの1つ）

県が「事実婚のカップル」を制度の対象とすることについて、

「必要」・「やや必要」：44.0%、「どちらともいえない」：52.0%

選択肢	必要	やや必要	どちらともいえない	あまり必要ではない	必要ではない
計	25	3	13	1	0
	100.0	12.0	52.0	4.0	0.0

市町村 %



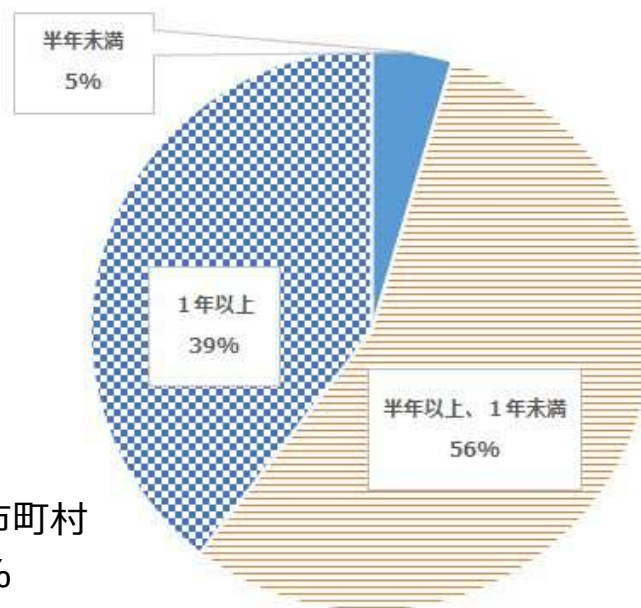
問11 県がパートナーシップ制度等を導入した場合に、県制度の活用
可否や対応に係る調整を含めた検討にどの程度の期間が必要か、
お答えください。

県制度の活用可否や対応に係る調整を含めた検討に要する期間は、

「半年以上、1年未満」が最多 : 55.8%

選択肢	半年未満	半年以上、1年未満	1年以上
計	43	24	17
	100.0	55.8	39.5

市町村 %



※「1年以上」とした市町村で最長は「3年程度」

問12 性の多様性に関する県の取組についての意見等がありましたら、御記入ください。

性の多様性に関する県の取組についての意見等
今回の調査について、本市の担当が男女共同参画の主管課のため、男女共同参画の視点で回答しました。
過疎化・少子高齢化の渦中、現在の行政ニーズとのギャップを感じます。
・成人してすぐに取り組み、理解を示すことができないデリケートな問題なので、早期教育が不可欠と思える。児童生徒の頃から、分かり易くかみ砕いた学習の場を設け支援が必要である。 ・法整備や相談窓口の設置、研修や啓発活動を通じた理解を図る取り組みが求められる。自治体・教育現場・企業とそれぞれの立場で取り組み、多様性を知り、ひいては人権尊の社会づくりに資すると考えられる。
昨年度、近隣自治体の学校から性の多様性に関する出前講座の依頼がありました。本市は講座を実施していますが市内対象のため対応できず、関係団体を紹介しました。県が行う出前講座に性の多様性に関する内容があれば、地域全体で学ぶ機会の拡大につながると考えます。

問12 性の多様性に関する県取組についての意見等がありましたら、御記入ください。

性の多様性に関する県取組についての意見等
外国人への対応が難しい
パートナーシップは性の多様性についての支援の1つであるとする。 県がパートナーシップを導入することは、当事者のみならず、県民全体にLGBTQについての理解を進めるうえで意義があるとする。 しかし、パートナーシップ制度に申請することはカミングアウトにもなり、カミングアウトすることに抵抗がある当事者にとっては利用できない制度である。 制度があることは自治体がLGBTQに理解があることを示すことになるとするが、県民にLGBTQについての正しい知識と理解を普及することを継続的にやっていくことが必要とする
行政が枠組みを作って待つ制度というよりも該当者方が自発的に何を望むか（単に県・市町村単位でパートナーであることを認定してほしいだけなのか？従来の夫婦が受けられる行政サービス）を発信し、それを受けて制度をつくる流れになるのではないかと考えます。後手にまわった考え方かもしれませんが現状はそういうイメージしかもてません。

問12 性の多様性に関する県の取組についての意見等がありましたら、御記入ください。

性の多様性に関する県の取組についての意見等

現在実施されている性の多様性に関するアンケートについて、市としても活用させていただきたい。

本制度は人権の担当窓口において性的少数者の生きづらさの軽減を図るために導入いたしました。先日、事実婚も含めてほしい旨の要望がありました。県の方で事実婚やファミリーシップ制度を導入していただければ、県の方を案内することができると思っています。同性婚や夫婦別姓が国の方で認められないところを法的根拠はありませんが、地方自治体で認め、困っている人が少しでも生きやすい社会となればと思っています。